

Toamiサービス利用権販売規約

第1条（本規約の適用）

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）が販売する本ライセンス（第2条第4号に定義します。）は、このToamiサービス利用権販売規約（以下「本規約」といいます。）に基づき提供されます。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「ライセンス販売」とは、当社が、本契約者に対して1又は複数の対象サービスに係る本ライセンスを付与することを内容とするものをいいます。
- (2) 「本契約」とは、当社から本ライセンスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- (3) 「本契約者」とは、当社と本契約を締結した者をいいます。
- (4) 「本ライセンス」とは、本規約に基づき当社が本契約者に対して付与するもので、本契約者が、本規約に定める利用料金を支払うほかは、サービス提供者への別途の料金の支払を要することなく、対象サービスをサービス利用契約に定める条件に基づき1か月間利用することができる権利（ただし、対象サービスに係るサービス利用契約が終了したとき（当該終了の理由は問いません。）は、1か月に満たない場合であっても当該時点まで利用することができる権利）をいいます。
- (5) 「対象サービス」とは、別紙に定めるサービス提供者が提供するサービスをいいます。
- (6) 「利用料金」とは、別紙に定める本ライセンスの対価をいいます。
- (7) 「サービス提供者」とは、対象サービスを提供する日本システムウエア株式会社をいいます。
- (8) 「サービス利用契約」とは、本契約者が本ライセンスを用いてサービス提供者から対象サービスの提供を受けるための契約で、本契約者とサービス提供者との間で対象サービスごとに締結される契約をいいます。

第3条（本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第4条（本ライセンスの販売等）

1. 対象サービスの内容・種類・利用条件等の詳細は別紙に定めるとおりとします。
2. 当社は、本規約に基づき、本契約者に対して、本契約者が別紙に定める条件に従い選択した対象サービスに係る本ライセンスを本契約期間中、毎月付与するものとします。
3. 本契約者が、前項に基づき付与された本ライセンスを利用して、サービス提供者から、対象サービスの提供を受けるためには、当社所定の手続に従い、別途サービス提供者との間で当該サービス提供者の定める条件に基づきサービス利用契約を締結する必要があります。なお、本契約者が対象サービスを利用するためのサービス利用契約は、本契約者とサービス提供者との間で直接成立するものであり、当社は、本契約者とサービス提供者との間のサービス利用契約に関する事項については責任を負いません。

第5条（対象サービス）

1. 対象サービスは、サービス提供者がサービス利用契約に基づき本契約者に提供するものであり、当社は、サービス提供者が提供する対象サービスについて、動作保証、品質保証を含め、その正確性、有用性、完全性その他サービス提供の継続等について保証しません。また、当該対象サービスの利用に関して本契約者に損害が生じたとしても、当社は責任を負いません。
2. 対象サービスによっては、利用端末の動作が不安定になり、又は本契約者の位置情報若しくは利用端末に登録された情報などが、インターネットを經由して外部に送信され、第三者に利用される可能性があります。

第6条（本契約の申込み）

1. 本契約の申込みには、当社との間で、法人（法人に相当するものと当社が認める者を含み、以下同じとします。）名義でXiサービス契約約款又はFOMAサービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）に基づくXi契約又はFOMA契約（以下総称して「Xi/FOMA契約」といい、当社との間でXi/FOMA契約を締結した者を、以下「Xi/FOMA契約者」といいます。）を締結していることが必要となります。ただし、当社から事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。
2. 本契約の申込みを行おうとするXi/FOMA契約者（以下「本申込者」といいます。）は、本規約の内容に承諾の上、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を記載した当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます。）を提出するものとします。なお、契約申込書が当社に提出された時点で、申込者は本規約の内容

を承諾したものとみなします。

- (1) 本申込者の名称及び住所
 - (2) 本申込者のXi/FOMA契約に係る契約者識別番号（電話番号）
 - (3) 本ライセンスの購入を希望する対象サービスの種類及び名称
 - (4) その他当社が指定する事項
3. 当社は、前項に基づき提出された契約申込書記載の内容を確認するための書類の提示又は提出を本申込者に求める場合があり、この場合、本申込者はこれに応じるものとします。

第7条（本申込みの承諾）

1. 当社は、前項に基づく本契約の申込み（以下「本申込み」といいます。）を承諾する場合は、その旨を本申込者に通知します。当該通知の時点で、本申込者と当社との間に本契約が成立するものとします。
2. 当社は、本申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、本申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書の記載内容に虚偽又は不備があるときその他本申込みに瑕疵があるとき。
 - (2) 本申込者が、第14条に定める利用料金その他の債務（本契約に基づく債務に限られず、また、当社がその債務に係る債権を第三者に譲渡したときは、当該譲渡後の債務を含みます。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 本契約又は当社との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) サービス提供者の定める基準等に合致せず、又は合致しないおそれがあるとき。
 - (5) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (6) その他当社が本契約者として不適切と判断したとき。
3. 本ライセンスに基づく各対象サービスの提供開始日は、本契約者がサービス提供者との間で締結するサービス利用契約の内容に従います。

第8条（変更の届出）

1. 本契約者は、本契約者の名称、住所、電話番号等（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合は、速やかに変更後の登録情報を当社に届け出るものとします。なお、登録情報に変更があったにもかかわらず、当社に変更の届出がないとき（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）は、本規約に定める当社から本契約者に対する通知については、当社が本契約者から届出を受けている名称、住所等への通知をもってその通知を行ったものとします。

2. 当社は、前項に基づき届出のあった変更内容を確認するための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに速やかに応じるものとします。

第9条（本契約者の義務）

1. 本契約者は、本ライセンスの購入に当たっては、本ライセンスの対象となる対象サービスについて、サービス提供者が定めるサービス利用契約の内容に同意しなければならないものとします。
2. 本契約者は、本ライセンスの購入に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社によるライセンス販売に支障を与え、若しくはその運用を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 第三者に対し本ライセンスの配布、再販売、貸与等をする行為
 - (8) その他当社が不適切な行為と判断する行為

第10条（契約内容の変更）

1. 本契約者は、当社との間で締結した本契約の内容の変更を希望するときは、当社所定の方法により本契約内容の変更の申込みを行うものとします。
2. 前項に基づき、本ライセンスの対象サービスを変更する場合は、10営業日前までに変更の申込みを行うものとします。ただし、本契約者が対象サービスを変更することができるのは、同月内に1回までとします。
3. 前二項の申込みがあったときは、第6条及び第7条の定めを準用します。

第11条（本契約者が行う本契約の解約）

本契約者は、本契約を解約しようとするときは、別紙に定める日までに、当社所定の方法により、その旨を通知することにより、本契約の全部又は一部（ただし、当社が認める範囲に限ります。）を解約することができるものとします。

第12条（当社が行う本契約の解除等）

1. 当社は、本契約者が本規約に違反したと認めるときは、当社が相当と判断する期間を定めて当該違反を是正するよう催告を行うものとし、当該期間内に違反の是正がなされなかった場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると判断したときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
 - (2) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後本契約者において違反を是正してもなお本ライセンスを利用させることが不適当であるとき。
 - (3) 契約申込書記載の内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (4) 第9条第2項又は第25条に違反したとき。
 - (5) 第17条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、ライセンス販売が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (6) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
 - (8) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (9) その他本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
3. 本契約者がサービス提供者との間で締結した対象サービスに係るサービス利用契約の全てが終了（当該終了の理由は問いません。）した場合において、当社がその事実を確認したときは、当該確認日の属する月の末日をもって、本契約は終了するものとします。ただし、当該確認日の属する月の末日までに、本契約者が第10条に基づき本ライセンスの対象サービスを変更したときはこの限りではありません。

第13条（譲渡等の禁止）

本契約者は、本規約に基づく権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

第14条（利用料金等）

1. 本契約者は、毎月当社に対し、別紙に定める方法に基づき算出された利用料金を、別紙に定める条件に従い、当該利用料金に加算される消費税相当額とともに、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する金融機関の口座に振り込むことによって支払うものとします。ただし、サービス利用契約が締結された日の属する月については、利用料金は発生しないものとし、サービス利用契約が終了した日の属する月については、日割での精算はせず、1か月分の利用料金が発生するものとします。
2. 本契約者は、別紙に定める条件に該当する場合には、当社に対し、別紙に定める方法に基づき算出された事務手数料及び初期費用（以下「事務手数料等」といいます。）を、別紙に定める条件に従い、当該事務手数料等に加算される消費税相当額とともに、支払期日までに当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する金融機関の口座に振り込むことによって支払うものとします。

第15条（延滞利息）

本契約者は、利用料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年（常に365日として計算するものとします。）当たり14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第16条（提供中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ライセンス販売の全部または一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力によりライセンス販売の全部又は一部が提供できなくなったとき。
 - (2) ライセンス販売に係る機器、設備、システム等（以下総称して「機器等」といいます。）の保守又は工事の必要があるとき。
 - (3) ライセンス販売に係る機器等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) 当社の電気通信サービスの停止等によりライセンス販売を行うことが困難になったとき。
 - (5) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために必要があるとき。
 - (6) 対象サービスの提供が停止、中断、中止されたとき。
 - (7) 当社が、運用上又は技術上、ライセンス販売の全部又は一部の提供を中断することが適当と判断したとき。

2. 当社は、前項の定めによりライセンス販売の全部又は一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で本契約者に周知し、又は通知するものとし、ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の定めに基づきライセンス販売の全部又は一部の提供を中断したことにより、本契約者に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第17条（提供停止）

1. 当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、ライセンス販売の全部又は一部の提供を停止することができるものとし、
 - (1) 第7条第2項第1号から第5号までに掲げるいずれかの事由に該当するとき。
 - (2) 第9条第2項その他本規約に違反したとき。
 - (3) 支払期限を経過しても利用料金その他の債務の支払の事実を当社が確認できないとき（当社が当該利用料金その他の債務に係る当社の債権を第三者に譲渡した場合であって、当該第三者へのお支払がないときを含みます。）。
 - (4) 当社に虚偽の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 他の本契約者、当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える、又はそのおそれがある行為を行ったとき。
 - (6) ライセンス販売を妨げる行為を行ったことが判明した場合
 - (7) その他犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、違法な行為、公序良俗に反する行為又はそれらのおそれがある行為を行ったことが判明した場合
2. 当社は、本契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて前項各号に掲げる事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が本契約者に対して損害の賠償を請求すること、及び第12条に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 当社は、第1項の定めに基づきライセンス販売の全部又は一部の提供を停止したことにより本契約者に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第18条（非保証）

当社は、対象サービスについて、特定目的適合性、完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性、本契約約に定める内容との不適合の不存在、第三者の権利又は利益の非侵害性その他について保証するものではなく、これらに関連して本契約者に損害が生じたとしても責任を負いません。

第19条（責任の制限等）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本契約者がサービス利用契約に定める条件に基づき対象サービスの提供を受けることができなかつたときは、その対象サー

ビスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、その提供されるべき対象サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 第1項の場合以外の場合において、当社が本契約に基づき本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は通常生ずべき直接の損害（逸失利益等を除きます。）に限られるものとし、かつ、本契約者が適用を受ける1か月分の利用料金に相当する金額を上限とします。
4. 当社の故意又は重大な過失により本契約者に損害を与えた場合は、前三項の定めは適用しません。

第20条（廃止）

1. 当社は、90日前の通知を行うことにより、ライセンス販売の全部又は一部を廃止することができます。なお、本契約者が利用する対象サービスに係るライセンス販売の全部が廃止された場合は、当該時点をもって本契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項に基づきライセンス販売の全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じたとしても、責任を負いません。

第21条（秘密保持）

本契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本契約に関連して当社から口頭又は書面その他手段を問わず開示され、又は知得したアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどの当社の技術上、営業上又は業務上の一切の情報を本ライセンスの購入以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏えいしてはならないものとします。

第22条（契約者情報の取扱い）

1. 本契約者は、本契約者の情報（当社との間でXi/FOMA契約を締結する際に本契約者から取得した情報及び本契約者のXi/FOMA契約に係る料金の支払い状況等の個人情報に該当する情報を含み、以下「契約者情報」といいます。）を、次の目的で当社が利用することに同意するものとします。
 - (1) 本契約の締結、変更、管理等、本契約者との間の連絡、本人確認、ライセンス販売に係る障害対応、利用料金の計算、請求、収納等その他本契約の履行の目的
 - (2) その他当社が別途定める「NTTドコモプライバシーポリシー」

に掲げる利用目的

2. 本契約者は、前項に定める目的のために当社が契約者情報（契約申込書その他本契約に関連する書類を含みますが、これらに限られません。）をサービス提供者（サービス提供者の業務委託先、代理店等を含み、以下本項において同じとします。）に開示すること、及びサービス提供者から本契約者の情報（サービス提供者が発行するログインID及びパスワードは除きます。）を取得、受領することに同意するものとします。

第23条（第三者との紛争等）

本契約者による対象サービスの利用に関して、サービス提供者その他の第三者との間で何らかの紛争等が生じた場合は、本契約者が自らの費用と責任で当該請求、紛争等を解決するものとし、当社に損害等を及ぼさないものとします。

第24条（料金計算）

当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、本規約に別段の定めがない限り、その端数を切り捨てます。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第26条（残存効）

本契約が終了した後も、第5条、第13条、第14条、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条、第19条、第20条第2項、第21条から第24条まで、第26条から第28条の定めは、なお有効に存続するものとします。

第27条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第28条（合意管轄）

本契約に関して、本契約者と当社との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（平成27年12月15日）

本規約は、平成31年4月1日より実施します。

別紙

(1) 対象サービス

Toamiサービス提供者、サービス名、及び利用条件を本項内の当該表に定める通りとします。

サービス提供者名	サービス名
日本システムウエア株式会社	Toami for DOCOMO 共有プラン (以下、「Toami for DOCOMOサービス」と略す場合があります)
日本システムウエア株式会社	Toami for DOCOMO 専有プラン (以下、「Toami for DOCOMOサービス」と略す場合があります)

(2) 利用条件

利用条件：次の表に定める対象サービスに係る本ライセンスの利用条件は当該表に定めるとおりとします。

	共有プラン*1	専有プラン
接続機器数*2	最大100台	上限なし
最低利用期間*3	3か月	6か月
標準DB容量*4	30GB	50GB (追加可能)
データ収集間隔	最短1分	
CSVデータ出力制限	最大1か月	制限なし

*1 他のお客様への影響がある場合には個別に利用を制限させて頂く場合があります。

*2 Toami for DOCOMOサービスが発行する識別子を基に算出します。従って、接続した機器が同一であっても異なる識別子であれば異なる機器としてカウントされます。

*3 最低利用期間はサービス利用契約（オプションの追加・変更は除きます）の締結日の属する月を含みません。本契約者による対象サービスの利用が最低利用期間に満たない場合、本契約者には違約金対象期間と違約金基礎料金を乗算した金額を違約金としてお支払頂きます。

・違約金対象期間の算出：サービス利用契約の締結日の属する月の翌月から、残りの最低利用期間までの月数

・違約金基礎料金：ご契約中の月額利用料金（接続機器数は0台とし、オプションは除く）

*4 容量を超えたデータは、古い順に自動削除されます。当社は削除されたデータについて、責任を負いません。

- (3) 事務手数料：次の表に定める対象サービスに係る本ライセンスの事務手数料は、お申込みごとに、それぞれ当該表に定めるとおりとします。

受付内容		事務手数料
新規受付		0円
契約変更*1		0円
オプションの追加・変更・解約	データ容量追加*2	10,000円
	地図利用	0円
全解約		0円

*1 共有プランから専有プランへの変更のみ受付可能であり、共有プラン全解約の後、専有プラン新規受付の扱いとなります。この場合、契約変更前の利用期間が最低利用期間満たない場合であっても、違約金は免除されます。利用開始月は契約変更後の対象サービスに係るサービス利用契約の締結日の属する月になります。

*2「専有プラン」のみお申込みになります。50GB単位でのデータ容量追加をお申込みになります。追加容量に関係なく、一度のお申込みごとに当該表の事務手数料が発生します。

※共有プラン・専有プランともに当該表のとおりとなります。

※本表に記載の価格はすべて税抜表記です。

(4) 初期費用

次の表に定める対象サービスに係る本ライセンスの初期費用は、それぞれ当該表に定めるとおりとします。

	共有プラン	専有プラン
Toami for DOCOMOサービス *1	なし	400,000円*2

*1 「Toami for DOCOMOサービス」への個別カスタマイズ、「Toami for DOCOMOサービス」へ接続するための機器側ソフトウェア開発等が発生する場合は、別途費用が発生します。

*2共有プランから専有プランへの契約変更時は、共有プラン全解約の後、専有プラン新規受付の扱いとなります。利用開始月は契約変更後の対象サービスに係るサービス利用契約の締結日の属する月になります。

※本表に記載の価格はすべて税抜表記です。

(5) 利用料金

- ① 基本料金：次の表に定める対象サービスに係る本ライセンスの利用料金は月額とし、その金額は、接続機器数を基にそれぞれ当該表に定めるとおりとします。

提供プラン		共有プラン		専有プラン
接続機器数*1		50台まで	51台～100台まで	制限なし
月額利用料金*2		60,000円	90,000円	150,000円*3
月額追加料金	接続機器料 (1接続機器 毎)	追加不可*4	追加不可*5	別途定める*6

*1前月中に登録されたことがある（登録中のものを含みます）機器のうち、登録してから前月末までに接続したことがある機器の総数。

*2 日割りでの精算はありません。サービス利用契約（オプションの追加・変更は除きます）の締結日の属する月の月額利用料金は発生しません。また、共有プランから専有プランへの契約変更時についても、契約変更後の対象サービスに係るサービス利用契約の締結日の属する月は専有プランの月額使用料金は発生せず、共有プランの月額利用料金のみが発生します。なお、月額利用料金には通信回線料金は含んでおりません。

*3 標準提供パターン（「Webサーバ、アプリ・DBサーバ」1台構成、CPU：4コア相当、メモリ：16GB）以外のサーバ構成等が必要な場合は、別途お見積りいたします。

*4 50台を超える場合は、共有プラン（51台～100台まで）へ自動的に変更となり、変更月の月額利用料金は共有プラン（51台～100台まで）が発生します。

*5 100台を超える接続機器はご利用になれません。

*6 月額追加料金は、当社所定の契約申込書に記載のとおりとします。100台を超える接続機器1台ごとにかかります（申込不要）。

※本表に記載の価格はすべて税抜表記です。

- ② オプション料金：次の表に定める対象サービスに係る本ライセンスのオプション料金は月額とし、その金額は当月内の接続機器数及び、データ容量追加量を基にそれぞれ当該表に定めるとおりとします。

	共有プラン		専有プラン
接続機器数	50台まで	51台～100台まで	制限なし
地図利用	5,000円*1	10,000円	10,000円
データ容量追加	追加不可	追加不可	10,000円/50GB 毎

*1 50台を超える場合は、共有プラン（51台～100台まで）へ自動的に変更となり、変更月の月額オプション料金は共有プラン（51台～100台まで）が発生します。

※ 日割りでの精算はありません。

※ サービス利用契約（オプションの追加・変更は除きます）の締結日の属する月の月額オプション料金は発生しません。また、共有プランから専有プランへの契約変更時についても、契約変更後の対象サービスに係るサービス利用契約の締結日の属する月の月額オプション料金は発生しません。但し、サービス利用契約の締結日（契約変更した場合は、契約変更後の対象サービスに係るサービス利用契約の締結日を含みます）に属する月内に、データ容量を減らすお申込みをされた場合、契約中のオプションの解約をされた場合もしくは、対象サービスを解

約された場合には、月額オプション料金が違約金とは別に発生します。

※ 本表に記載の価格はすべて税抜表記です。

- (6) 解約の通知：次の表に定める対象サービスに係る本ライセンスの解約の通知期限はそれぞれ当該表に定めるとおりとし、当社所定の契約申込書にて当社へ通知のこととします。

解約の通知期限	1か月前まで
---------	--------

(7) 支払い条件

- ① 事務手数料は、オプションの追加・変更が成立した日の属する月に発生し、本契約者は「(3)事務手数料」に記載の方法で算出した事務手数料を一括して支払うものとします。なお、本契約が成立してから、対象サービスの利用開始前に解約された場合でも、本契約者は事務手数料を一括して支払うものとします。
- ② 初期費用は、対象サービスの利用契約の締結日の属する月に発生し、本契約者は「(4)初期費用」に記載の方法で算出した初期費用を一括して支払うものとします。なお、本契約が成立してから、対象サービスの利用開始前に解約された場合でも、本契約者は初期費用を一括して支払うものとします。
- ③ 月額の利用料金は、1か月ごとの利用料金となり、本契約者は「(5)利用料金」の定めに従い算出した利用料金を一括して支払うものとします。
- ④ オプション料金は、1か月ごとの利用料金となり、本契約者は「(5)利用料金」の定めに従い算出した利用料金を一括して支払うものとします。
- ⑤ 違約金は、解約時に最低利用期間に満たない場合発生し、本契約者は「(2)利用条件」内に記載の方法で算出した違約金を消費税相当額とともに、当社が指定する期日までに、当社が発行する請求書に基づき、当社の指定する金融機関の口座に一括して振り込むことにより支払うものとします。

以上